

指定管理業務点検・評価シート

平成 22 年 1 月 6 日

施設名	県立鹿野かちみ園	所在地	鳥取市鹿野町今市 1078
施設所管課名	障害福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成18年度～平成20年度

1 施設の概要

設置目的	知的障害者の方が入所し、入所者に対し、その自立と社会経済活動を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行う施設
設置年月日	昭和41年1月1日
施設内容	○敷地面積：41,646.52㎡ ○延床面積：3,929.05㎡ ○施設内容：南棟（要介助高齢者向け施設）、ゴミステーション、車椅子用駐車場、倉庫、体育館 ○定員：入所70名、短期入所2人
利用料金	障害者自立支援法等の関係法令に基づく利用者負担あり
開館時間	入所施設のため24時間開館
休館日	入所施設のため休館日はない

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿野かちみ園の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、保管警備、清掃等） ・利用者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務（短期入所、知的障害者施設支援等） ・その他施設の管理運営に必要な業務（契約、料金等の収入、受付及び案内、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進） ・県下の知的障害者施設の処遇モデルとして、要介助高齢知的障害者を中心とした支援のあり方等諸課題の検討及び実践。
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	常勤職員：37人、非常勤職員：13人〔計50人〕
	別紙のとおり

4 施設の利用状況（知的障害者更生施設）

(1) 利用者数

定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	34	-1	33	入所2、退所3
	女	37	0	37	入所2、退所2
	計	71	-1	70	入所4、退所5

(2) 年齢別・性別利用状況（年度末現在）

定員	性別	～20	20～29	30～39	40～49	50～59	60～65	65～	合計	平均年齢	最高年齢	最低年齢
70人	男	0	1	0	1	11	11	9	33	60.7	79	25
	女	0	1	2	4	12	5	13	37	59.4	79	22
	計	0	2	2	5	23	16	22	70	60.0	79	22

5 収支の状況

区 分		20年度	19年度	増 減	
収入	事業収入	施設利用料	179,300	179,807	-507
		利用者負担金	44,652	45,162	-510
		短期入所事業	1,058	444	614
		日中一時支援事業	0	0	0
		小 計	225,010	225,413	-403
	事業外収入	県等補助金	270	5,180	-4,910
		その他収入	5,477	4,034	1,443
		小 計	5,747	9,214	-3,467
	計		230,757	234,627	-3,870
支出	人件費	165,922	171,389	-5,467	
	管理運営費	23,081	22,035	1,046	
	事業費	30,832	22,971	7,861	
	計	219,835	216,395	3,440	
収 支 差 額		10,922	18,232	-7,310	

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
学習会	自閉症の特性・支援のアイデア・要介助者への介護の基礎等の学習会を実施
研修	要介助高齢知的障がい者、行動障がい者に係る専門研修及びセミナーの開催
資格取得奨励	社会福祉士、介護福祉士等の資格取得の奨励
その他	関係機関の行う研修に積極的に参加し、実践発表

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催される利用者で構成される自治会との協議。 ・保護者との面談及び保護者会。 ・施設内に設置する意見箱。 ・県への「県民の声」による意見受付。
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
・献立表のユニットへの配布が1日遅れたため、利用者より注意を受けた。	・配布遅れないよう、余裕をもって配布するよう職員間で徹底した。
・職員が勝手に居室に入り、洗剤を取り困る。取った洗剤は他の利用者にあげているようだ。見た職員もいるし、洗剤をもらった利用者から聞いた。また、洗剤の入っているところの鍵のスペアを職員が保管しているため、いつでも自由に解錠できるので困る。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員に当事者の洗剤の保管場所を聞いたところ、全職員が保管場所を知らなかった。 ・当事者立会いのもと職員2名で洗剤の保管場所を確認したところ、居室内整理棚にチェーンと南京錠がされ、新品の洗剤2箱とその他使用中の洗剤が保管されていた。 ・その鍵は当事者のみが保管し、職員もスペアキーを預かったことはなく、職員が無断で開けることはできない状況であった。 ・以前から、洗剤に対し強い拘りを持っておられたり、1回の使用量も多いことが見受けられたため、ユニット会議等で検討し、当事者が洗濯を行う時は、洗剤量など洗濯支援を行うことを本人に説明させていただいた。
・利用者のご家族から、「健康診断日が帰省日と重なっていたにも関わらず、帰省連絡をした際に当日健康診断があるとの報告がなかった」「聞いていたら帰省日を変更することもできた」と苦情を受けた。	・健康診断の日程把握が不徹底であったことをご家族に謝罪し、今後の対応として、報告・連絡・相談の徹底を図ると同時に連絡簿の記載漏れのないよう話し合いを行った。また、不明なことは一人で判断せず、常に相談することをユニット会議で確認し行動予定表も周知できる場所へ貼りだし、その都度確認するよう職員間で周知を図った。

利用者からの積極的な評価

8 指定管理者による自己点検

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事・排泄・入浴等に介助を必要とする高齢者・病弱者の方を対象に、機能訓練を中心とした支援、身体的な介護、地域の方との交流を充実させ、介護予防の視点を持って個々に応じた支援を行った。 ・一人ひとりの生き甲斐を見出し、身体的・精神的健康管理を積極的に進め、生活リハビリの視点から、老化の進行を穏やかにするとともに、生き生きとした活気ある生活を営めるよう支援。 ・毎日のバイタルチェック、整容支援等健康や衛生面に配慮し、ゆったりとした環境で支援を行い、生活習慣病予防の配慮も行った。 ・昨年度に引き続き、発病後の入所利用者1名に対し、ケアカンファレンスを随時行い、医務・支援・栄養士等各部署の連携及び医療機関等外部との連携を図り、身体的苦痛や死に直面する恐怖緩和のための終末期を見据えたケアを実施し、利用者の人格尊重と家族の希望に添った支援を行った。
<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化していく利用者に対し、今後も引き続き高齢者施設との連携に努め、要介護認定等高齢化施設への移行が適当とされる利用者については、高齢者施設への移行が円滑に行えるよう、移行マニュアルの策定を検討している。

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
<p>〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応 	B	・施設の維持管理に対する苦情や事故発生の報告等もなく、適正に施設の維持管理等がなされていたものと考える。
<p>〔利用者への処遇〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な支援計画の作成等 ○日常生活習慣確立のための指導・訓練 ○相談及び援助の体制 ○地域との交流 ○地域生活移行に向けた支援 ○利用者意見の把握・対応 	B	・処遇面に対する苦情等もないことから、適正に利用者への処遇がなされていたものと考える。
<p>〔県立施設としての役割に対する取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○処遇モデルとしての先導的な役割 ○在宅支援のための研究・指導事業 ○処遇技術向上のための研究・指導事業 	B	・県下の知的障害者施設の処遇モデルとしての役割など、県立施設としての役割を十分に発揮されているとはいえないが、強度行動障害者の特別支援での取り組みなどをPRし、県立施設としての積極的なアピールを期待したい。
〔収入支出の状況〕	B	・収入及び支出について、適正に執行されていたものと考える。
〔職員の配置〕	B	・委託業務仕様書に定める配置人員を満たしており、施設の管理運営に支障のない配置であると考える。
{ }		
総 括	B	・概ね協定書や委託業務仕様書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われていると思うが、県立施設としての役割を再度認識し、他施設の模範となるような支援や研究・指導を行い、そのPRについてもより積極的に取り組んでほしい。

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

指定管理業務点検・評価シート

平成 22 年 1 月 6 日

施設名	県立鹿野第二かちみ園	所在地	鳥取市鹿野町寺内102
施設所管課名	障害福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成18年度～平成20年度

1 施設の概要

設置目的	知的障害者の方が入所し、入所者に対し、その自立と社会経済活動を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行う施設
設置年月日	昭和53年4月1日
施設内容	○敷地面積：（鹿野かちみ園との同敷地） ○延床面積：4,188.75㎡ ○施設内容：北棟（強度行動障害者向け施設）、車椅子用駐車場、厨房・機械室棟、園芸・農作業棟、鶏舎、豚舎 ○定員：入所70名、短期入所3名
利用料金	障害者自立支援法等の関係法令の規定に基づく利用者負担あり
開館時間	入所施設のため24時間開館
休館日	入所施設のため休館日はない

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿野第二かちみ園の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、保管警備、清掃等） ・利用者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務（短期入所、知的障害者施設支援等） ・その他施設の管理運営に必要な業務（契約、料金等の収入、受付及び案内、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進） ・県下の知的障害者施設の処遇モデルとして、強度行動障害障害者等を中心とした支援のあり方等諸課題の検討及び実践。
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	常勤職員：31人、非常勤職員：16人〔計47人〕 別紙のとおり
------	--

4 施設の利用状況（知的障害者更生施設）

（1）利用者数

定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	40	-1	39	
	女	33	0	33	
	計	73	-1	72	

（2）年齢別・性別利用状況（年度末現在）

定員	性別	～20	20～29	30～39	40～49	50～59	60～65	65～	合計	平均年齢	最高年齢	最低年齢
70人	男	0	4	13	11	10	1	0	39	41.8	61	21
	女	0	2	3	9	18	1	0	33	48.0	64	21
	計	0	6	16	20	28	2	0	72	44.7	64	21

5 収支の状況

区 分		20年度	19年度	増 減	
収入	事業収入	施設利用料	185,128	190,631	-5,503
		利用者負担金	40,006	40,407	-401
		短期入所事業	2,882	2,859	23
		日中一時支援事業	199	33	166
	小 計	228,215	233,930	-5,715	
	事業外収入	県等補助金	351	3,446	-3,095
		その他収入	2,816	2,981	-165
小 計		3,167	6,427	-3,260	
計	231,382	240,357	-8,975		
支出	人件費	150,008	149,944	64	
	管理運営費	22,981	21,518	1,463	
	事業費	23,997	22,849	1,148	
	計	196,986	194,311	2,675	
収 支 差 額		34,396	46,046	-11,650	

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
学習会	自閉症の特性・支援のアイデア・要介助者への介護の基礎等の学習会を実施
研修	要介助高齢知的障がい者、行動障がい者に係る専門研修及びセミナーの開催
資格取得奨励	社会福祉士、介護福祉士等の資格取得の奨励
その他	関係機関の行う研修に積極的に参加し、実践発表

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催する利用者等で構成される自治会との協議。 ・保護者との面談及び保護者会。 ・施設内に設置する意見箱。 ・県への「県民の声」による意見受付。
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
・ご飯のおかわりがしたい。	・同時に食事をしている利用者の中には、減食の方もおられるので、「おかわり」でなく茶碗を大きなものにする、又は大盛りにする等の配慮を行うこととした。
・そうめんが食べたい。 ・いろんな種類のパンが食べたい。	・献立に反映させ、対応した。
・保護者から「帰宅時に大変ふけが多かったので念入りに洗髪して欲しい」との申出があった。	・申出のあった利用者様は、ユニットにて自立入浴されている方であったため、ご本人と話し合い、ユニットでの入浴の際、洗髪など部分的に職員が介助させていただくように援助内容を変更させていただいた。
・利用者の保護者から、1日3回点眼し記録をチェック表に記載することになっているが、チェック表に空欄があるのは、点眼漏れがあるのではないかと指摘を受けた。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に確認したところ、チェック漏れのあった時間は日中活動先で点眼する時間帯であり、利用者が日中活動に参加されず、ユニットに残られていたために点眼漏れが発生していたことが判明した。 ・このため、ご本人と日中活動班・ユニット職員とが話し合い、日中活動不参加であっても日中活動班の職員が責任を持って点眼することを確認した。

利用者からの積極的な評価

8 指定管理者による自己点検

<p>【成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師とのケースカンファレンス並びに鳥取県自閉症・発達支援センター「エール」との検討会を月1回開催し、利用者の健康・身体状況、行動観察等を分析・検討協議し、課題行動等の改善を行い、利用者の生活の質の向上を図った。 ・個室、活動室等を活用し、物理的・時間的・作業手順等の構造化を行い、PECSを導入するなどコミュニケーションの改善を図った。
<p>【現在、苦慮している事項】 【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行を目指した24時間型ケアホームの設置検討と強度行動障害者に対する専門的な支援者の人材育成を更に推進していく。

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
<p>【施設設備の維持管理・緊急時の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応 	B	・施設の維持管理に対する苦情や事故発生の報告等もなく、適正に施設の維持管理等がなされていたものとする。
<p>【利用者への処遇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な支援計画の作成等 ○日常生活習慣確立のための指導・訓練 ○相談及び援助の体制 ○地域との交流 ○地域生活移行に向けた支援 ○利用者意見の把握・対応 	B	・処遇面に対する苦情等もないことから、適正に利用者への処遇がなされていたものとする。
<p>【県立施設としての役割に対する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○処遇モデルとしての先導的な役割 ○在宅支援のための研究・指導事業 ○処遇技術向上のための研究・指導事業 	B	・県下の知的障害者施設の処遇モデルとしての役割など、県立施設としての役割を十分に発揮されているとはいえないが、強度行動障害者の特別支援での取り組みなどをPRし、県立施設としての積極的なアピールを期待したい。
【収入支出の状況】	B	・収入及び支出について、適正に執行されていたものとする。
【職員の配置】	B	・委託業務仕様書に定める配置人員を満たしており、施設の管理運営に支障のない配置であるとする。
[]		
総 括	B	・概ね協定書や委託業務仕様書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われていると思うが、県立施設としての役割を再度認識し、他施設の模範となるような支援や研究・指導を行い、そのPRについてもより積極的に取り組んでほしい。

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。